

○生駒市特別職報酬等審議会条例

昭和43年4月1日

条例第16号

生駒市特別職報酬等審議会条例をここに公布する。

生駒市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、生駒市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内の公共的団体等を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、その職を解かれたものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年6月条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年11月条例第30号)

この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月条例第28号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則(平成22年9月条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。